

千葉県ホームレス自立支援計画(令和6年度改定版)(案)に対する意見と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

項目	御意見の概要	県の考え方
全般	生活保護や精神科病棟で保護ができないものは、寝袋と解放地区を与えてボーイスカウト的な栽培や採取生活をさせる。そうしますと、ホームレスの呼称も似合わないでしょう。 国民には自由があるから、ホームレスはこの国にいない。彼らは「自由人」と言い換えることで問題がなくなるかもしれない。	本計画における「ホームレス」は、国の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の定義をもとに、使用しています。
全般	ホームレスの対象者は日本国籍のみの方であり、外国籍の方は含まれないという理解でよいでしょうか。本支援計画は、外国籍の方を含まず、日本国籍の方にのみ適用されることを願います。本支援計画が、外国籍の方を含む場合は、明示的に反対の意見を表明します。(外国籍の方の国の大使館案件と考えます、また、自立支援を悪用する人は少なからず出てくるためです。)ただし、一時的な保護(1～2週間程度)は人道的な観点から状況判断が必要と考えます。	本計画でのホームレス支援は、国籍を限定せずに、対象者に応じて活用できる支援につながります。
全般	生活保護と二重支援にならないことを望みます。	ホームレス支援については様々な取組があり、生活保護はその取組の中のひとつです。一人ひとりの状況に応じて支援を行うため、複数の取組が行われることがあります。
全般	支援者のための支援に陥ってはならず、徹頭徹尾、ホームレス及び元ホームレスの方がたが客体ではなく主体であることを明記していただきたい。	計画案1ページに記載しているとおり、この計画は、ホームレス一人ひとりの路上(野宿)生活からの脱却と生活の安定を目標としているものです。
全般	「検討することとする」との文言が見られるが、単に検討すれば本案の規定の趣旨を満たしたと解釈することがないよう明文化すべき。	計画案23ページにおいて、千葉県ホームレス自立支援推進会議を設置し、本計画の進捗状況の確認を実施することとしています。
全般	本計画が、断じて、保安目的、社会防衛目的その他一切の監視目的で、ホームレスや元ホームレスの方がたに関することを把握・監視等を行うことに使用されてはならないことを明文で規定すべきである。	計画案1ページに記載しているとおり、この計画は、ホームレス一人ひとりの路上(野宿)生活からの脱却と生活の安定を目標としているものです。
計画の改定にあたって	「計画の改定にあたって」が削除されているため、理由を明らかにし復活するように求める。	本計画の趣旨やホームレス支援の考え方、ホームレス問題の現状と課題、各施策等を計画案本文に記載しているため、「計画の改定にあたって」は作成しておりません。
計画の改定にあたって	千葉県内のホームレスの人数が大きく減少した原因として、引き取り手のいない人間を長期にわたって精神医療施設に入院させる社会的入院があるため、「精神科病院への社会的入院」もホームレス減少の原因として明示してほしい。	ホームレス数の減少については、様々な要因があると考えられますが、参考として、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により大幅に減少してきている、とされています。

千葉県ホームレス自立支援計画(令和6年度改定版)(案)に対する意見と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

項目	御意見の概要	県の考え方
1 千葉県としてのホームレス支援の考え方		
(1)	「様々な事情により不安定な居住の状況にあるなど、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」について、抽象的であり具体例を別紙等で用意したほうがよい。	国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」により、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者とは、「現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される」とされており、同内容については、計画案10ページに記載しています。
(3)	「結果的（付随的）にホームレス数の減少を達成するものとします。」とすることにより、事実上ホームレス数の減少が目標となり、実際のホームレスの方の身の上を顧みなくなる恐れがあるので、削除すべき。 また、ホームレス数の減少も目標としていないか県民から監視することができるよう明示し、情報公開を充実させるべき。	ホームレス数の減少を直接の目的とするものではなく、結果的（付随的）にホームレス数の減少を達成するものである旨、計画本文や「ポイント」に明記しています。また、千葉県ホームレス自立支援推進会議を設置し、本計画の進捗状況の確認を実施することとしています。
(4)	地域や社会に貢献しないまたはできない人間が不要な存在であるといった意味で解釈してはならないことを明文化してほしい。	本計画は、ホームレス一人ひとりの状況に応じた効果的・効率的な対策を実施することを支援する計画であり、地域や社会に貢献しないまたはできない人間が不要な存在であるといった意味で解釈されることはないと考えています。
2 千葉県におけるホームレス問題の現状と課題		
(1)	「個別の状況に応じて、必要な支援を検討することとします」とあるが、ホームレス自身が「必要な支援」を求めたら求めに応じ、拒否したら強制してはならない。	各種施策の取組については、ホームレス当事者の意思を尊重して実施します。
(1)	「入院により居住地のない者」が主に精神科病院に長期にわたって強制入院させられている者であることを明示すべき。	「入院により居住地のない者」には、様々な状況が考えられるため、具体的な状況については明記していないところです。
(2)	従前の計画では、「平成28年に行われた調査（千葉市、市川市及び松戸市の計36人が対象）」、「平成24年に行われた調査（千葉市、船橋市及び市川市の計38人が対象）」、「平成19年に行われた調査（市川市及び千葉市の計40人が対象）」とあるが、今般は人数がここまで少ないのか、2市に限定したのかが明らかではないから明示すべきである。また、どの調査を指示しているのか不明確であるため、その調査を注釈等で具体的に明示していただきたい。	調査名が分かるよう「令和3年に行われた「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」」と修正しました。調査対象市については、国が定めており、詳細については参考資料42ページに掲載しています。

千葉県ホームレス自立支援計画(令和6年度改定版)(案)に対する意見と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

項目	御意見の概要	県の考え方
(3)	ホームレス関係職員、ボランティアの育成の講師として、ホームレス支援者ではなく、現在ホームレスである人または過去にホームレスであった人を中心とすべきである。また、講演等が実施される際には、ホームレスやホームレスに関連する市民団体が参加できるようにし、ホームレスの人権を侵害するような内容となっていないか監視できるようにすべきである。	いただいた御意見を参考にさせていただきます。
(4)	「千葉県ホームレス自立支援推進会議」には、現在ホームレスである人または過去にホームレスであった人を多く委員にすべきである。	いただいた御意見を参考にさせていただきます。
(4)	「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を構成する市町村について、部署、参加人数も明示してほしい。	参考資料74ページに部署を記載しています。なお、参加人数は各団体等につき通例1名です。
(4)	「千葉県ホームレス自立支援推進会議」での情報交換等がホームレスや元ホームレスの監視に関係してはならないと明示すべきである。	「千葉県ホームレス自立支援推進会議」での情報交換は、計画の進捗状況の確認等を目的とするものであり、ホームレスや元ホームレスの監視に関係するものではありません。
ポイント	ホームレスに対し差別・偏見を持って接している支援者もいるので、そのような場合に罰することができるよう明文化すべきである。	啓発により差別・偏見が起こらないようにしていきます。
3 千葉県内の市町村への提案・本計画の役割と期間		
(1)	協議体で事業の実施主体や実施方法等について協議する際には、ホームレス自身及び元ホームレス自身に委員等になっていただき、意見を行政等に反映するよう明確化すべきである。	いただいた御意見を参考にさせていただきます。
(2)	「当事者を含めた」では甚だ不十分であり、「当事者を最優先に」とすること。それがどうしてもできなければ、最低限「当事者を中心に」と文言を変更すべきである。	ホームレス支援を行うにあたっては、行政や民間団体に加え、当事者を含めた支援体制を構築することが重要であると考えております。
(2)	「当事者（本計画のステップ0からステップ5までの各段階の者をいいます。…」と記載されているが、このように人間を分類すべきではない。	ステップ0からステップ5までの段階は人間を分類するものでなく、それぞれが自立に向けて進んでいく過程を6段階に分けているものです。
(3)	「ホームレス支援事業を既に実施している市町村を牽引役としてモデル市町村に選定し」とあるが、すでに支援事業を実施していることのみでなく、どのような内容の支援事業を実施しているかを考慮してモデル市町村に選定することが重要である。	いただいた御意見を参考にさせていただきます。

千葉県ホームレス自立支援計画(令和6年度改定版)(案)に対する意見と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

項目	御意見の概要	県の考え方
ポイント	「各市町村の状況に応じた実施計画を策定することが期待されます」という文言について、各市町村によって恣意的に実施計画の内容が決定されることを意味しないと明確化すべき。また、何が「各市町村の状況に応じた」ものかは、ホームレス及び元ホームレスのみが行うものとする明記すべきである。	市町村の実実施計画については、国の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは計画を策定するものとされており、地域の実情に応じて各市町村において策定すべきものと考えます。
4-1 ホームレスの状況に応じた個別施策の展開		
ステップ0		
(1) ①	「普段からホームレスの状況を把握するため…」とあるが、なぜけがや病気以外の状況を把握することが必要なのか。社会をホームレスから防衛するという考えがあり、ホームレスを監視・抑圧しようとしているのではないか。また、医療機関等との連絡体制については、ホームレスのプライバシーが守られるよう配慮すべきである。	状況把握は突然の病気・けがで生命や健康に重大な危険が発生することを防ぐため、変化を見逃さないようにするという趣旨であり、ホームレスを監視・抑圧しようとするものではありません。また、状況把握、情報共有にあたっては、ホームレスのプライバシーに配慮します。
(1) ②	「配偶者等からの暴力により、」とあるが、DV防止法にいう配偶者等からの暴力に限らず、親子や祖父母や孫や兄弟姉妹などの関係にある者からの暴力による場合も当然に含めて対応することを明記すべきである。	「配偶者等」と記載しており、配偶者に限らず、親子や祖父母や孫や兄弟姉妹も含めて考えています。
キーワード	「入居中に、課題の評価・分析を実施し」とあるが、ホームレス自身には課題はない。ホームレスとは個人の問題ではなく社会の問題なので、このような表現は削除すべきである。	「健康の回復」「就労」等、個々の状況に応じた課題があるものと考えています。
(2)	ホームレス自立支援推進会議の委員には、ホームレスを他の立場と比べて最も多く選ぶべきである。	いただいた御意見を参考にさせていただきます。
(2)	無料低額診療施設が支援者等と金銭的な繋がりが無いことを明らかにする文書を作成するよう明文化すべきである。	無料低額診療事業とは、生計困難者のために無料又は低額で診療を行う施設であり、当該文書の必要性は乏しいと考えています
キーワード	無料低額診療施設全てを明記してほしい。また、それらの施設を情報公開条例の規定する実施機関に含める等、保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう努めるべき。	参考資料50ページに一覧を掲載しています。
ステップ1		
(1) ①	ホームレスの方の起居する場所に突然訪問して相談を強行することは厳に慎まなければならない。ホームレスの方が相談を拒否した場合には直ちに退去することを明文化してほしい。	施策の取組については、ホームレス当事者の意思を尊重して実施します。

千葉県ホームレス自立支援計画(令和6年度改定版)(案)に対する意見と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

項目	御意見の概要	県の考え方
(1) ①	「県は巡回相談事業を県内各地に普及させるため生活困窮者自立支援制度市町村等説明会や「千葉県ホームレス自立支援推進会議」の中で…」とあるが、平成28年3月の計画にはあった「ホームレス自立推進会議」を削除した理由を明らかにすべきである。	「ホームレス自立推進会議」とは、各市町村が設置する会議を想定しておりますが、広く周知を図るために、より多くの市町村が参加する「生活困窮者自立支援制度市町村等説明会」に変更しました。
(1) ① ②	巡回相談事業をも当然に現在ホームレスである方がた及び過去にホームレスであった方がたの意見を他の立場の人々の意見よりも最優先に反映させたい。実践すべき。「街かどスポット相談」も同様である。	いただいた御意見を参考にさせていただきます。
(2)	ノウハウを伝える際には、ホームレスの人々が何を望み、何を拒んでいるのかを伝えてほしい。	いただいた御意見を参考にさせていただきます。
ポイント	ホームレスの方が「状況」を「把握(ファースト・アセスメント)」されることを拒否した場合には、直ちに退去することを明文化してほしい。	各種施策の取組については、ホームレス当事者の意思を尊重して実施します。
目標	巡回相談事業実施市町村数の目標が前回も前々回も達成できなかったことの原因を示してほしい。	令和5年度目標については達成しているところですが、巡回相談事業が未実施の市町村では、ホームレス数が比較的少なく、随時状況に応じて取り組んでいることが要因として考えられます。
ステップ2		
(1)	ホームレスとの関係づくりを強要しないほしい。	関係性の構築にあたっては、ホームレス当事者の意思を尊重しながら実施します。
(2)	行政がホームレスを監視するために執拗に情報を聞き出すことをやめていただきたい。何よりも最大限ホームレスの方がた「本人の意思を尊重」していただきたい。	各種施策の取組については、ホームレス当事者の意思を尊重して実施します。
ステップ3		
(1)	「自立支援計画」の作成について、当事者本位の計画となっているか等を検証して公表すべきであり、「自立支援計画」の作成その他これに関する一切のことについて、ホームレスの方が行政不服申立ができるものとすべきである。	「自立支援計画」については、当事者の状況や希望を踏まえて作成するものですが、個人情報に関する文書であり、公表に適さないと考えます。行政不服申立は、行政庁の処分等に対して行うものであるため、「自立支援計画」の作成等については該当としないと考えます。

千葉県ホームレス自立支援計画(令和6年度改定版)(案)に対する意見と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

項目	御意見の概要	県の考え方
(1)	就労してからも事実上の監視が続くことにならないよう明文化してほしい。	各種施策の取組については、ホームレス当事者の意思を尊重して実施します。
(1)	千葉県生活保護受給者等就労自立促進協議会等においてもホームレスに関することはホームレスの方がた及びホームレスであった方がたの意見を最優先に反映し、また、協議会の委員に選んでいただきたい。	いただいた御意見を参考にさせていただきます。
(2)	ホームレスである方がた及びホームレスであった方がたに対しても、情報提供を行うほか、ホームレス当事者との調整、要望に対して担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行うことと明文化してほしい。	一人ひとりの状況に応じて、最も適切な支援が可能となるよう、情報提供を行うとともに、関係機関等が連携して取り組んでまいります。
ステップ4		
(1) ①	無料低額宿泊施設事業内容のチェックには当該施設を利用したことのあるホームレスの方がたが行うべきである。	無料低額宿泊施設については、社会福祉法等に基づき千葉県が調査を実施しています。
(1) ①	住居確保給付金、生活福祉資金の活用について、離職以外の事由により住宅を喪失したあるいは喪失するおそれのある者に対しても活用してほしい。	住居確保給付金、生活福祉資金（総合支援資金）は、離職以外の事由でも、各制度の要件に該当する場合は活用できることから、御指摘を踏まえて、計画案16ページを「離職等」に修正します。
(1) ②	ホームレスの方が無料で県営住宅や市町村営住宅等に住めるよう明文化すべきである。 公務員住宅や公務員宿舍等も無償で提供すべきである。	公営住宅の家賃については、政令で算定基準が定められております。 職員住宅は、職員の厚生施設のため、基本的には一般の方への開放は想定していません。
(1) ②	ホームレスを含む低額所得者や生活困窮者等の入居を拒まない賃貸住宅に関する情報の提供先は、支援者ではなく現在ホームレスである方がた及び過去にホームレスであった方々であることを明示すべきである。	賃貸住宅の情報は、窓口での登録簿の閲覧及びインターネット上の情報提供システムにより、どなたも閲覧可能です。
(1) ③	「適切に対応し、必要に応じて」とあるが、何が適切な対応か、必要性が何かを判断する者は、行政ではなくホームレス当事者とすべきである。	各種施策の取組については、ホームレス当事者の意思を尊重して実施します。
(1) ③	「必要に応じて金銭管理や規則正しい生活を続けるための支援を行う」という文言は人権侵害であり削除すべきである。	金銭管理が困難な方等については、当事者の意思を尊重しながら支援を行うことが必要であると考えています。

千葉県ホームレス自立支援計画(令和6年度改定版)(案)に対する意見と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

項目	御意見の概要	県の考え方
(1) ③	ボランティアや社会福祉協議会、民生委員・児童委員の協力を受けるか否かは、ホームレスの方が一人一人が決めることである。	各種施策の取組については、ホームレス当事者の意思を尊重して実施します。
(2)	従前の計画の該当箇所には「低額又は保証人の不要な賃貸住宅に関する情報の収集・提供を行います。また、依頼文書等による協力要請等を通じて、ホームレスの入居に対する民間賃貸住宅の家主、経営者等の理解を促進するとともに、一般県民の理解と協力を得るための啓発活動を実施します。」とあったが、それを削除して「ホームレスを含む低額所得者や生活困窮者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数の増加を目指します。また、この登録住宅の情報提供及び不動産関係団体や居住支援法人と連携したホームレスの入居に資する啓発活動を進めます。」とした趣旨を明らかにしてほしい。	登録住宅の増加による賃貸住宅の情報提供の拡充や居住支援法人との連携によって、居住支援の強化を図るものとしています。
目標	地域居住支援事業実施市町村数の目標が前回の計画において達成することができなかった原因を示してほしい。	地域居住支援事業の実施において、地域の状況に応じてシェルター事業を実施した上で、本事業を実施する必要がある、令和5年度目標数を達成できなかった原因として、シェルターを設置している自治体が少ないことが考えられます。
ステップ5		
(1)	ホームレス問題は個人の問題ではなく社会の病理であるとの意識を持つことが重要であり、そのことも明示してほしい。	ホームレス問題は雇用・経済的な要因等さまざまな要因が関係していると考えています。
(1) ②	行政機関やハローワークをホームレス当事者の就職先とすべきである。	県、市町村、関係団体やハローワークが連携して、ホームレスの方々に就労支援を行ってまいります。
(1) ③	「心身の健康を確認しつつ、」とあるが、ホームレス当事者の精神の健康を把握するとはつまりホームレスの思想や思考を監視することになるので、精神の健康を把握しないよう明文で規定すべきである。	心身の健康を確認することは、思想や思考を監視することが目的ではありません。
(1) ③	無料低額宿泊施設等が良質であるか否かや生活保護が必要か否かは、行政や支援者等が判断するのではなく、ホームレス当事者が判断すべきである。	各種施策の取組については、ホームレス当事者の意思を尊重して実施します。
目標	就労準備支援事業の実施市町村数が増え続けている原因を示すべきであるとともに、及び前回、前々回は目標値としては定めていなかったにもかかわらず、今般は明文で目標値と定めた理由示すべき。	本事業は、県及び市町村において生活困窮者自立支援法に基づき、事業の実施に努めるものとされています。このため県では、県全域での事業実施に向け呼びかけを行っており、実施市町村が増加しているところです。なお、従前の計画でも目標値として記載しております。

千葉県ホームレス自立支援計画(令和6年度改定版)(案)に対する意見と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

項目	御意見の概要	県の考え方
4-2 ホームレス対策の横断的施策の展開		
チャレンジ1		
①	ホームレス当事者の意見を最優先にすることを忘れないでください。 行政等支援者側がホームレス当事者側を虐待していないかを監視できるように情報公開を徹底し虐待の摘発に向けて精進すべきである。 県、市町村、民間団体の役割等は、すべてホームレス当事者が判断するものとし、行政や支援者側は判断しないことを明文化すべきである。	いただいた御意見を参考にさせていただき、各種施策の取組については、ホームレス当事者の意思を尊重して実施してまいります。
①	「県は、必要に応じて…情報等を市町村等に提供します」とあるが、「必要に応じて」の必要性を判断する者はホームレス当事者自身であるものとするを明文化すべきである。そして、市町村等に提供する情報は、ホームレス当事者が判断するものとし、ホームレス当事者から提供を受けた情報を最優先に提供するものとするべきである。 調査等はホームレスのプライバシー権に配慮するものとし、ホームレス当事者が拒否の意向を示した場合には調査及び調査依頼等を行うことはできないと明文化すべきである。	いただいた御意見を参考にさせていただきます。また、調査等についてはプライバシーに配慮し、拒否の意向を示した場合には調査を行うことはありません。
目標	ホームレス自立推進会議設置市町村数の目標が、前々回の計画では示されていたが前回の計画で削除されたことに引き続き今般の案でも記載されていないことの根拠を明示すべきである。	ホームレス自立推進会議に限らず、既存の各種会議を活用しながら、市町村圏域の自立支援ネットワークづくりを推進することとしています。
チャレンジ2		
(1)	精神医療に繋げることはかえってホームレス当事者の人権を侵害することになるため、絶対にやめていただきたい。	一人ひとりの状況に応じて、最も適切な支援が可能となるよう取り組んでまいります。
(1) ③	誰が「仲間」であるのかはホームレス当事者自身が決めることであって、行政等支援者側が決めることではない。	緊急時に周辺の人が対応できるようにするという趣旨で記載しています。
チャレンジ3		
チャレンジ3	ホームレス支援ではなく、ホームレス対策・保安処分なのではないかと感じる。計画の警備・保安にかかる事項は撤回すべきである。 また、(2) ②について、野宿場所周辺の片づけ・清掃は行政等が助言することではない。	チャレンジ3については、地域住民の不安解消とともにホームレス自身の安全確保も目的としています。
チャレンジ4		
(1)	県民への啓発のための回覧等により、かえってホームレスへの偏見を呼び起こすことがないように注意してほしい。	いただいた御意見を参考にさせていただきます。

千葉県ホームレス自立支援計画(令和6年度改定版)(案)に対する意見と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

項目	御意見の概要	県の考え方
(1) (2)	民生委員・児童委員の研修や会議では、現在ホームレスである人たちを講師に招いて、ホームレス当事者が何に困っているか等を聞くべき。 ホームレスの多い地域の住民の会合でホームレス問題の話をする人は、ホームレス当事者と支援者との両名の場合とを織り交ぜること。	いただいた御意見を参考にさせていただきます。
ポイント	ホームレスが社会に参加していないかのような記載はやめるべき。	目指す方向性という位置づけで、「ホームレスの社会参加」と記載しています。
チャレンジ5		
(1)	県民だけでなく、県職員、市町村職員等に対しても差別・偏見をなくすよう啓発していく必要がある。	「県民」には、県職員や市町村職員等も含まれています。
(1) ④	「ガイドラインに違反して…事業の制限又は停止を命じることとします」という記載を復活してほしい。	本人の意思を踏まえた入所等、利用者の人権擁護と宿泊事業の適切な運営を目指して、まずは必要な指導や立入調査(監査指導等)を実施することが重要だと認識しております。なお、報告、検査を拒否した場合等、状況に応じて宿泊所の経営の制限又は停止を命じることとしています。
(2) ①	「人権関連行事」にはホームレス当事者が企画・実施の中心となるようにし、決して行政等の支援者を中心とすることがないよう明文化すること。	人権関連行事については、NPOや企業など多様な主体が様々な人権をテーマにした行事を実施しているため、このように記載しています。
(2) ②	「ホームレスに関連の深い事業を行う事業者に対し」では、「呼びかけ」ではなく、指導すべきである。	ホームレスに関連の深い事業を行う事業者については、指導権限のない事業者もいるため、このように記載しています。
ポイント	住民はホームレスを抑圧する側の存在であるので、住民に配慮することはホームレス当事者を抑圧することになるから、住民に配慮する旨の記載は削除すべきである。	「住民に配慮することはホームレス当事者を抑圧することになる」とは認識しておりません。
5 新たなホームレスを生み出さないために		
5	「新たなホームレスを生み出さないために」という題名はホームレス本人にとって不快感を覚えるものであるため、修正すべき。「ホームレス状態に追い込まれない社会に」などとすべきである。	「新たなホームレスを生み出さないために」という趣旨は、地域住民が一体となって新たなホームレスを造り出さない社会づくりを考えていくという趣旨で記載しています。
(1) ②	情報提供は保安関連施設間で情報を共有することになるためやめるべきである。	情報の提供先は自立相談支援機関等を想定しています。

千葉県ホームレス自立支援計画(令和6年度改定版)(案)に対する意見と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

項目	御意見の概要	県の考え方
(1) ②	「可能な場合には生活保護に…」とあるが、制度の利用の可能か不可能かの判断は当事者が行うべきである。	生活保護等各種制度については、法令等に基づき適切に運用してまいります。
(1) ③	「医療機関に入院していた…」とあるが、社会的入院にならないようにすることを明記すべきである。	計画案35ページでは、入院していた元ホームレスについて、本人の意思を尊重しつつ、居宅生活ができるよう支援していくことを記載しています。
(2)	「困ったときの相談について…」とあるが、ホームレス当事者が何かに困ったときの周知なら回覧板や広報誌等では不十分であり、ホームレスへ当事者へのチラシ配布や町の看板への掲示等で対応することを優先すべきである。	困ったときの相談について、回覧板や広報紙等の様々な方法で周知を図ってまいります。いただいた御意見を参考にさせていただきます。
6 計画の内容の評価・見直し		
(1) (3)	計画内容の見直し・評価はホームレス当事者が行うべきである。	見直し・評価については、本計画を策定する千葉県が責任をもって行うべきと考えます。
(4)	千葉県が「対策の進んでいる地域にホームレスが集中する」ことを懸念する理由が示されておらず、趣旨がわかりにくくなっているため、その理由を明示すべきである。	御指摘の記載について、「地域によって、ホームレス一人ひとりの路上（野宿）生活からの脱却や生活の安定の実現に差異が生じかねません。」と本計画の趣旨に沿った記載に変更します。
7 結び		
(2)	行政に批判的なボランティア職員等を会議等に参加させないことがないようホームレス当事者およびその他主権者が監視できるよう十分な情報公開をしなければならぬと明文化すべきである。	千葉県ホームレス自立支援推進会議については、会議資料や会議録等を公表しているところです。